

山梨県障害者施策推進協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨県障害者施策推進協議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の決定等)

第2条 傍聴定員は、会議の都度、障害福祉課長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

2 山梨県障害者施策推進協議会の事務局は、傍聴希望者（報道機関の関係者（以下「報道関係者」という。）を除く。以下同じ。）を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴者とし、定員を超える場合は先着順により傍聴者を決定する。

4 前項の規定により決定した傍聴者及び報道関係者には別紙傍聴券を交付するものとする。

(取材活動に対する配慮)

第3条 報道機関の取材活動については、可能な限り配慮するものとする。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、会議の会場に入場することができない。

(1) 傍聴券を所持しない者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴者等の守るべき事項)

第5条 傍聴者及び報道関係者（以下「傍聴者等」という。）は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

(秩序の維持)

第6条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者等に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴者等が指示に従わないときは、傍聴者等を退場させることができる。

(傍聴の心得)

第7条 公開の会議を開催する場合には、別に定めた傍聴の心得を傍聴券の裏面に印刷し、これを傍聴者等に交付するものとする。

(実施細目)

第8条 この要領に定めのない事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成20年12月17日から施行する。